

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学事務組織規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学事務組織規程</p> <p>平成16年11月22日 16 経教 規程第78号</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(チームリーダー)</p> <p>第5条 チームに、チームリーダーを置く。 2 チームリーダーは、上司の命を受け、チームの事務を処理する。 3 <u>府中地区総務チームリーダーは、農学府・農学部事務長を兼ねるものとし、 小金井地区総務チームリーダーは、工学府・工学部事務長を兼ねるものとする。</u></p> <p>第6条～第31条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略(現行どおり)</p> <p>(事務長)</p> <p><u>第4条の2 府中地区及び小金井地区に、事務長を置く。</u> <u>2 事務長は、上司の監督の下に、地区の事務を総括し、及び調整する。</u> <u>3 府中地区事務長は、府中地区総務チームリーダーを兼ねるものとし、小金井 地区事務長は、小金井地区総務チームリーダーを兼ねるものとする。</u></p> <p>(チームリーダー)</p> <p>第5条 チームに、チームリーダーを置く。 2 チームリーダーは、上司の命を受け、チームの事務を処理する。 3 削除</p> <p>第6条～第31条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(21規程第17号)

この規程は、平成21年4月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。